

## 文京区自転車活用推進計画（素案）からの主な変更点

## ■ 第1章

頁	位置	旧	新
1	4 段落目		<p><u>文京区においては、鉄道等の公共交通網が充実しており、区民の交通手段としては自動車よりも自転車の占める割合が大きくなっています。また、2017年1月に始まったシェアサイクルサービスについても、多くの利用が見られます。その一方で、近年自転車の関与する事故の割合が増加しており、自転車の安全利用が課題となっているほか、自転車利用者からは、安全で連続した自転車通行空間の確保や、地域のニーズに応じた駐輪場の整備が求められています。</u></p>

## ■ 第2章

頁	位置	旧	新
21	1 段落 目	区では、自転車シェアリング事業を実施し、区内 68 箇所のポートを設置しています。東京 <u>11 区</u> <sup>*</sup> で相互乗り入れが可能となっています。（※東京 <u>11 区</u> ：千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区、中野区）	区では、自転車シェアリング事業を実施し、区内 68 箇所のポートを設置しています。東京 <u>13 区</u> <sup>*</sup> で相互乗り入れが可能となっています。（※東京 <u>13 区</u> ：千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区、中野区、 <u>杉並区、練馬区</u> ）
22	1、2 段落 目	<u>区民の代表交通手段分担率は、全目的で鉄道が 58.4%、バスが 3.1%、自動車が 5.2%、自転車が 8.3%、徒歩が 23.4%となっています。</u>	<u>代表交通手段分担率は、全国においては自動車・バイクの占める割合が大きく、次いで徒歩、鉄道の順となっています。一方で東京都（区部）においては、鉄道の占める割合が大きく、次いで徒歩、自転車の順となり、自動車・バイクよりも自転車の分担率が大きくなっています。</u> <u>文京区においても、同様に鉄道、徒歩、自転車の順に利用されていますが、東京都（区部）と比較すると、鉄道の占める割合がより大きくなっており、全目的で鉄道が 58.4%、徒歩が 23.4%、自転車が 8.3%、自動車・バイクが 5.8%、バスが 3.1%となっています。</u>
22	図 2 1		全国及び都（区部）のデータを追加
58	表 2 3 施設立 地状況	・シェアサイクルのポートは、区内 68 箇所に幹線道路付近を中心に整備されており、東京 <u>11 区</u> で相互乗り入れが可能。	・シェアサイクルのポートは、区内 68 箇所に幹線道路付近を中心に整備されており、東京 <u>13 区</u> で相互乗り入れが可能。

### ■ 第3章

頁	位置	旧	新
61	3段落目		<p>さらに、坂道の多い本区において、<u>自転車の活用を推進するには、交通安全の確保が大前提であり、利用者には、自転車は車道通行が原則などのルール・マナーの遵守が求められます。</u></p>
61	4段落目	<p>これらを踏まえ、<u>自転車は公共性を有する重要な交通手段の一つとして捉え、将来にわたり持続可能で豊かな地域社会を構築するため、自転車の活用推進により目指す目標を、次のとおり設定します。</u></p> <p>&lt; <u>自転車の活用推進により目指す目標</u> &gt;</p>	<p>これらを踏まえ、<u>極めて身近な交通手段である自転車を、公共性を有する重要な交通手段の一つとして捉え、将来にわたり持続可能で豊かな地域社会を構築するため、文京区自転車活用推進計画の目標を、次のとおり設定します。</u></p> <p>&lt; <u>計画の目標</u> &gt;</p>

## ■ 第4章

頁	位置	旧	新
67	施策 1 説明文	誰もが安全・安心して自転車を利用できるよう、区民の交通安全意識の向上やルール・マナーの周知・啓発を行うとともに、事故への備えや適正な自転車の利用の促進、自転車利用時の危険箇所の把握・改善に関する取組を推進します。また、多様な主体と連携した交通安全教育を目指し、連携相手の拡充に努めます。	誰もが安全・安心して自転車を利用できるよう、春・秋の交通安全運動などにおいて、 <u>区民の交通安全意識の向上やルール・マナーの周知・啓発を行うとともに、事故への備えや適正な自転車の利用の促進、自転車利用時の危険箇所の把握・改善に関する取組を推進します。また、多様な主体と連携した交通安全教育を目指し、連携相手の拡充に努めます。</u>
70	●自転車に対する指導・取締り	①自転車対策重点地区・路線において、集中的かつ重点的な指導警告・取締り活動を実施します。また、 <u>原則毎月の交通安全日に、同地区・同路線において、「管下一斉自転車指導警告・取締り活動」を実施します。</u>	①自転車対策重点地区・路線において、集中的かつ重点的な指導警告・取締り活動を実施します。
77	●自転車通行空間の適正利用の促進	自転車専用通行帯や自転車ナビマーク・ナビラインなどの自転車通行空間の種類、通行ルールについての説明や区内の自転車通行空間の整備状況等について、区のホームページ等に <u>掲載するとともに、現地状況に応じて逆走禁止の看板等を設置することにより、自転車通行空間の適切な利用を促進します。</u>	自転車専用通行帯や自転車ナビマーク・ナビラインなどの自転車通行空間の種類、通行ルールについての説明や区内の自転車通行空間の整備状況等について、区のホームページ等に <u>掲載します。また、坂道などの現地状況に応じ、スピードの出しすぎなどに対する注意喚起や逆走禁止などに関する対策を実施することにより、自転車通行空間の適正な利用を促進します。</u>
81	●快適な駐輪場環境の提供 【継続】	<u>区営の駐輪場において、設備の改修時期等に合わせ、利用者がより使いやすくなるよう、ニーズに応じた駐輪機器や、ICカード等の支払いに対応できる設備に更新します。</u>	<u>坂道が多く、子育て世帯の多い本区においては、電動自転車や子ども乗せ自転車など、サイズの大きい自転車の利用が多いことから、設備の更新時期に合わせて、一台当たりのスペースの見直し等を行います。また、一時利用制駐輪場においては、ICカード等の支払いに対応できる精算機に順次更新します。</u>

## ■ 第5章

頁	位置	旧	新
110	COLUMN		※追加

## ■ 第6章

頁	位置	旧	新
113	1行目	※1 <u>原則車道走行となる13歳以上70歳未満を対象として算定</u>	※1 <u>車道通行の例外である13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が普通自転車を運転しているときや、道路工事や連続した駐車車両のために車道の左側を通行することが困難な時など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるときを除き算定する</u>